

## 第 1 趣旨

この要綱は、障害者の地域における居住の場又は日中活動の場を整備し、障害者の地域での自立生活の助長及び特別支援学校卒業者の進路の拡大を図るため、社会福祉法人その他の者が設置する障害者通所施設等の施設整備等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するに当たり、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 補助対象事業

この補助は、次のいずれかに該当する事業を対象とする。ただし、平成 28 年度八王子市障害者（児）施設整備費補助金交付要綱に定める補助金が交付される事業を除く。

- (1) 社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に定める特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく共同生活援助を行う社会福祉法人等以外の法人（以下「民間企業等」という。）が次に掲げる各事業に供するため市内に設置する施設等の創設、改築、改修及び設備整備並びに開設準備に係る事業であって、別表 1 の要件を満たすもの

ア 障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護、第 12 項に規定する自立訓練、第 13 項に規定する就労移行支援及び第 14 項に規定する就労継続支援に係る事業（ただし、主たる事業所の新規開設又は従たる事業所等の新規設置に伴う定員増を目的として、賃借している既存建物を改修する場合に限る。）

イ 障害者総合支援法第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助に係る事業

ウ 東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付 18 福保障在第 1751 号。以下「包括補助事業実施要綱」という。）3（2）エに規定する重度身体障害者グループホーム事業

エ 障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所に係る事業（ただし空床利用型を除く。）並びにこれに併設する障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号及び地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号）別記 11【日常生活支援】（4）に規定する日中一時支援事業（ただし、同事業が専有で使用する居室は除く。）

- (2) 社会福祉法人等及び民間企業等が前号イに基づいて行う事業に供するために設置する共同生活援助であって、別表 1 の要件を満たし、当該社会福祉法人等及び民間企業等に賃貸する目的で既存建物を改修する建物所有者に対し、改修経費の一部を負担する事業

## 第 3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、第 2 に係る施設等の整備に必要な施設整備費、設備整備費、開設準備経費及び家屋借上経費とし、それぞれの内容は別表 1 に定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収及び整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）のための費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

#### 第4 補助事業者の制限

次に掲げるものは、補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）に含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成23年八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団を言う。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条3号に規定する暴力団関係者を言う。以下同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) その他、補助事業者としての適格性を審査した結果、市長が不適切と認めるもの。

#### 第5 補助金の交付額

この補助金の交付額は次のとおりとし、千円未満は切り捨てるものとする。

##### (1) 施設等整備費

ア 補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と別表2に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に次表の整備対象事業及び対象者ごとに定める補助率を乗じて得た額（以下「基本交付額」という。）の範囲内の額を交付額とする。

整備対象事業	対象者	補助率
第2(1)ア	社会福祉法人等	3/4
第2(1)イ及び(2)	社会福祉法人等	3/4
	民間企業等	1/4
	社会福祉法人等及び民間企業等(建物所有者に対し改修経費を負担する場合)	1/4
第2(1)ウ	社会福祉法人等	3/4
第2(1)エ	社会福祉法人等	1/2

イ 事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備である場合は、基本交付額に、補助基本額の設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額（以下「新設等特別助成額」という。）を特別に加えて交付額とする。

整備対象事業	対象者	補助率
第2(1)ア	社会福祉法人等	1/2
第2(1)イ及び(2)	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/3
	社会福祉法人等及び民間企業等(建物所有者に対し、改修経費を負担する場合)	1/3
第2(1)エ	社会福祉法人等	3/4

ウ 社会福祉法人等が行う施設等の整備である場合は、(1)及び(2)により得た額に加え、補助基本額に8分の1を乗じて得た額(上限3,000千円)の範囲内の額(以下「社会福祉法人等特別助成額」という。)を交付する。

(2) 開設準備経費

次表の整備対象事業及び対象者ごとに、右欄に定める額の範囲内の額を交付額とする。

整備対象事業	対象者	交付額
第2(1)イ	社会福祉法人等 民間企業等	補助対象経費の実支出額と309千円とを比較していずれか少ない方の額
第2(1)エ	社会福祉法人等 民間企業等	補助対象経費の実支出額と909千円とを比較していずれか少ない方の額に3/4を乗じて得た額

(3) 家屋借上経費

次表の整備対象事業及び対象者ごとに、右欄に定める額の範囲内の額を交付額とする。

整備対象事業	対象者	交付額
第2(1)イ	社会福祉法人等 民間企業等	補助対象経費の実支出額と750千円とを比較していずれか少ない方の額に3/4を乗じて得た額
第2(1)エ	社会福祉法人等 民間企業等	補助対象経費の実支出額と525千円とを比較していずれか少ない方の額に3/4を乗じて得た額

第6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

## 第7 補助金の交付決定

市長は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙1の条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

## 第8 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情の変更により、市長が特に必要と認めるときは、市長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

## 第9 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

## 第10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の時期に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから30日以内に平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金事業実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## 第12 補助金の額の確定

市長は、第11の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知する。

## 第13 是正のための措置

- 1 市長は、第12の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 第11の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。この場合において「30日以内」とあるのは「直ちに」と読み換えるものとする。

## 第14 補助金の請求

補助事業完了後に第12に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金請求書（第5号様式）に支払金口座振替依頼書を付し、市長に請

求するものとする。

#### 第 15 決定の取消し

- 1 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の規定に基づく命令に違反したとき。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、補助事業者が別紙 1 補助条件の 4 に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。
  - (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、第 4 各号に掲げるものに該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定は第 12 により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 第 16 補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の指示するところにより、その額を返還しなければならない。
- 2 前項の規定は第 12 により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときも同様とする。
- 3 別表 1 の 1 において、やむを得ない理由で、補助金等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日付厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）満了まで事業を継続できなかった場合は、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 120 条の 2 に規定する定額法により残存価格を算出し、算出された残存価格に補助金交付額を乗じ、総事業費で除した金額を返還額とし、市に返還すること。ただし、金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、残存価格を算出する際は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の別表第 8 に定める償却率を適用するものとする。

#### 第 17 開設の報告

補助事業者は、補助事業に係る施設を開設したときは、その開設の日から 10 日以内に、平成 28 年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金補助施設開設報告書（第 8 号様式）に係る書類を添えて、施設の開設を報告しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

1 施設整備、設備整備及び開設準備経費基準

種別		内容
施設整備	創設	既存の建物によらない整備。 木造の場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 8 号に規定された防火構造とする。
	改築	既存建物の全部又は一部を取り壊して行う整備。
	改修	次の要件のいずれかに該当し、1 件当たりの価格が 50 万円以上のもの。 (1) 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導室、作業室等の改修工事 (2) 既存の建物を使用し新たに事業を開始するために行う改修工事
	安全対策工事	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく安全対策工事。 1 件当たりの価格が 50 万円以上の工事。
	消防設備加算	共同生活援助事業に供する建物（消防法施行令別表第一（六）項口に該当する建物に限る。）に設置する消防設備工事
	共通条件	(1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム及び短期入所事業については、次のアからウまでに定める設備等に関する基準を満たすもの。 ア 本則第 2(1)に掲げる各要綱 イ 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 47 号。以下「条例」という。）及び八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 26 年八王子市規則第 54 号。以下「規則」という。） ウ 八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年八王子市条例第 48 号）及び八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 26 年八王子市規則第 55 号） (2) 処分制限期間を満了するまで事業を継続できる見込みがあること。 (3) 社会福祉法人等及び民間企業等が賃借している建物については、10 年以上の賃貸借期間が契約書等により確認できるものに限る。 (4) 土地、建物に抵当権等が設定されていないこと。
(備品) 設備整備	一般	次の要件のいずれかに該当し、市長が必要であると認めたもの。 (1) 消防法等に基づく安全対策に関する設備整備。 (2) 共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業については、利用者の支援に要する設備整備。

開設準備経費	一般	<p>次に掲げる費用のうち、短期入所事業所の新設若しくは増設（短期入所の定員の増加を伴うものに限る。）又は共同生活援助のユニットを新設するために必要であると市長が認めたもの。ただし、知的障害者、身体障害者、又は法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令に定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」（以下「難病患者等」という。）を主たる対象とするユニットにあつては、入居定員が4人以上であるもの。</p> <p>(1) 管理事務費等の経費（賃金、職員研修費）</p> <p>(2) 消耗品を除く物品の購入費（単価千円以上のものに限る。）</p> <p>(3) (2)を設置するために必要な設置工事費、送料等</p>
家屋借上経費	一般	<p>共同生活援助事業所のユニット（知的障害者、身体障害者又は難病患者等を主たる対象とするものに限る。）又は短期入所事業所に供する家屋を借り上げるときに要する初期経費（権利金及び仲介手数料）とする。ただし、賃貸借契約を解除される際に返還される経費を除く。</p>

## 2 その他

共同生活援助及び重度身体障害者グループホームにおいて、提供する便宜に要する費用（家賃、光熱水費、食材料費等）については、できる限り低価格に設定するものとする。

別表 2

施設種別	区分		補助基準額	
就労継続支援 就労移行支援 自立訓練 生活介護	改修	主たる事業所	20,000 千円	
		従たる事業所	10,000 千円	
重度身体障害者グループホーム 共同生活援助	創設・改築・改修及び安全対策		3人以下 (1ユニット当たり)	4人以上 (1ユニット当たり)
		(1) 延床面積が 50 m <sup>2</sup> 未満	8,000 千円	8,000 千円
		(2) 延床面積が 70 m <sup>2</sup> 未満	11,000 千円	11,000 千円
		(3) 延床面積が 90 m <sup>2</sup> 未満	15,000 千円	15,000 千円
		(4) 延床面積が 120 m <sup>2</sup> 未満		19,000 千円
		(5) 延床面積が 120 m <sup>2</sup> 以上		24,000 千円
		消防設備加算	4,500 千円	
		設備整備(備品)		1,000 千円
短期入所事業	創設・改築・改修 及び安全対策	1床当たりの延床面積が おおむね 16 m <sup>2</sup> 以上	3,600 千円 (1床当たり)	
	設備整備(備品)		1,000 千円	



## 補 助 の 条 件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

### 1 補助事業に係る契約

- (1) 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。
- (2) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

### 2 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

### 3 承認事項

- (1) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ平成 28 年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付決定内容の変更承認申請書（第 6 号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業の内容のうち、次の変更をしようとするとき。
    - a 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
    - b 建物等の用途
  - ウ 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
  - エ 借地契約又は建物の賃貸借契約を解除しようとするとき。
- (2) 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは平成 28 年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付決定内容の変更承認書（第 7 号様式）により通知するものとする。

### 4 財産処分の制限等

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 補助事業者は、賃借している建物について、補助金が交付された場合において、補助事業により取得したも又は効用の増加した部分につき、有益費償還請求権、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき市長に協議するものとする。この場合において、当該権利を行使したことにより補助事業者収入があったときは、収入の全部又は一部を市に納入させることができる。

(3) 特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、理事会の承認を得なければならない。

#### 5 財産処分に伴う収入の納付

市長の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

#### 6 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

#### 7 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、市長は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、市長は補助事業の一時停止を命ずることがある。

#### 8 建物所有者との協議

本則第2(2)に基づき整備を行う社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者と協議を行い、条例又は規則で定める設備等に関する基準を遵守するための建物の改修の内容や改修工事の費用への負担、支払い方法等について、契約等により取り決めを交わさなければならない。

また、建物所有者が改修工事を行うに当たって、社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者から、当該整備に係る工事仕様書、工事請負契約書（写し）及び工事費目別内訳書、建築確認通知書、配置図、各階平面図、立面図、拡張、改築等の場合は、既存建物に係る図面等の提出を求めるものとする。

#### 9 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

#### 10 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 11 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

八王子市長殿

申請者  
所在地  
代表者名 印

平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- |   |                 |           |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 申請額             | 金 _____ 円 |
| 2 | 施設整備費補助金申請額算出内訳 | 別紙1のとおり   |
| 3 | 事業計画書           | 別紙2のとおり   |
| 4 | 収支予算書（見込書）抄本    | 別紙3のとおり   |

暴力団でないことの宣誓

暴力団の利益となる利用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。（ にチェック）

暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明した場合は、交付を取り消し、給付（補助）金を返還するものとします。

（八王子市暴力団排除条例第9条）



## 事業計画書

1	施設等の名称						
	所在地						
2	施設等の種別						
3	事業の目的及び効果						
4	事業主体及び 運営主体	運営主体	名称				
			所在地				
		建物所有者 <small>要綱第2(2)により整備を行う場合に記入</small>	名称(氏名)				
			所在地				
5	利用人数	現在	増加	計	名		
6	施設等の規模 及び構造	敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の 所有関係	自己所有 借地 買収(予定)		
		建物の 所有関係	自己所有 賃貸	整備種別	創設 改築 改修 安全対策 設備整備 開設準備 家屋借上		
		建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	(改修部分)	m <sup>2</sup>	
		建物構造			(全 体)	m <sup>2</sup>	
		防火対象物の 用途	消防法施行令別表第一(六)項口に 該当 ・ 非該当				
7	整備費内訳	施設整備				円	
		設備整備				円	
		開設準備				円	
		家屋借上				円	
		合 計				円	
		工事種別等内訳：別紙					
8	財源内訳 <small>要綱第2(2)により整備を行う場合は記入不要</small>	市補助金				円	
		設置者 負担金	自己財源				円
			寄付金				円
			その他収入				円
			借入金				円
			小 計				円
		合 計				円	

9	建物所有者 負担金内訳 <small>要綱第2(2)により整備 を行う場合に記入</small>	自己財源				円
		運営主体からの収入				円
		借入金				円
		合計				円
10	施工計画	契約年月日	平成	年	月	日
		着工年月日	平成	年	月	日
		完成年月日	平成	年	月	日
		事業開始年月日	平成	年	月	日
11	その他（添付書類及び添付順序）					
(1) 収入支出予算書（見込書）抄本						
(2) 借入金償還計画表						
(3) 各室面積表 1						
(4) 工事仕様書 2						
(5) 工事請負契約書（写し）及び工事費費目別内訳表 3						
(6) 設計監理契約書（写し） 4						
(7) 建築確認通知書（写し）（既存物件の改修の場合は、検査済証（写し）も添付すること） 5						
(8) 配置図、各階平面図、立面図 6						
(9) 拡張、改築等の場合は既存建物に係る図面を添付すること。						
(10) 建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等（写し） 7						
(11) 備品等購入契約書（写し）又は見積書（写し）						
(12) 備品カタログ等						
(13) 建物賃貸借契約書及び家屋借上経費の内容 8						

- 1～6 設備整備及び開設準備経費については不要  
7 要綱第2(2)による整備を行う場合に添付  
8 家屋借上経費に該当する場合に添付

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

第1号様式に基づく別紙3

収支予算書（見込書）抄本

区分	項目	金額	備考
収入			
	合計		
支出			
	合計		

この抄本が原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

法人名

代表者名

印

第2号様式

28八福障収第号  
平成 年 月 日

様

八王子市長 石 森 孝 志 印

平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金  
交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました、平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額	金	円
補助対象経費及びその額	別紙1「補助対象経費及び交付決定額内訳書」のとおり	
補助金交付の条件	別紙2「補助の条件」のとおり	



補助対象経費及び交付決定額内訳書

		補助対象額	交付決定額
施設整備費	創設	円	円
	改築	円	円
	改修	円	円
	安全対策	円	円
	消防設備加算	円	円
設備整備費		円	円
開設準備経費		円	円
家屋借上経費		円	円
合計		円	円

八王子市長 殿

法人名  
所在地  
代表者名

印

平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金  
事業実績報告書

平成 年 月 日付28八福障収第 号で交付決定を受けた  
平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金に係る事業実績に  
ついて、次の関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- |              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 1 精算額        | 金       | 円 |
| 2 施設整備費精算額内訳 | 別紙1のとおり |   |
| 4 事業実績報告書    | 別紙2のとおり |   |
| 5 決算書(見込書)抄本 | 別紙3のとおり |   |



## 事業実績報告書

1	施設等の名称					
	所在地					
2	施設等の種別					
3	事業の成果					
4	事業主体及び 運営主体	運営主体	名称			
			所在地			
		建物所有者 <small>要綱第2(2)による整備を行った場合に記入</small>	名称(氏名)			
			所在地			
5	利用人数	現在	増加	計	名	
6	施設等の規模 及び構造	敷地面積	m <sup>2</sup>	敷地の 所有関係	自己所有 借地 買収(予定)	
		建物の 所有関係	自己所有 賃貸	整備種別	創設 改築 改修 安全対策 設備整備 開設準備 家屋借上	
		建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	(改修部分)	m <sup>2</sup>
		建物構造			(全 体)	m <sup>2</sup>
		防火対象物の 用途	消防法施行令別表第一(六)項口に 該当 ・ 非該当			
7	支出済事業費 総額	施設整備				円
		設備整備				円
		開設準備				円
		家屋借上				円
		合 計				円
		工事種別等内訳：別紙				
8	施行期間	契約年月日	平成	年	月	日
		着工年月日	平成	年	月	日
		完成年月日	平成	年	月	日
		事業開始年月日	平成	年	月	日

9	その他（添付書類および添付順序）
(1)	収入支出決算書（見込書）抄本
(2)	借入金償還計画表
(3)	各室面積表 1
(4)	工事仕様書 2
(5)	工事請負契約書（写し）及び工事費費目別内訳表 3
(6)	設計監理契約書（写し） 4
(7)	工事完了報告書（設計管理者代表者の確認印が必要） 5
(8)	検査済証（写し） 6
(9)	建物平面図及び立面図 7
(10)	建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等（写し） 8
(11)	備品等購入契約書（写し）又は見積書（写し）
(12)	備品カタログ等
(13)	備品納品書
(14)	創設、改築、改修の場合は建物内外主要部分の写真 設備整備・開設準備の場合は備品等の写真
(15)	家屋借り上げに係る初期経費の領収書 9

- 1～7 設備整備及び開設準備経費については不要
- 8 要綱第 2(2)による整備を行った場合に添付
- 9 家屋借上経費に該当する場合に添付

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

第3号様式に基づく別紙3

決算書（見込書）抄本

区分	項目	金額	備考
収入			
	合計		
支出			
	合計		

この抄本が原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

法人名

代表者名

印

第4号様式

28八福障収第 号  
平成 年 月 日

様

八王子市長 石 森 孝 志 印

平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金  
交付確定通知書

平成 年 月 日付28八福障収第 号で交付決定しました平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金については、平成 年 月 日付で提出のあった事業実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

交付確定額 金 円

# 平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金請求書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

請求者

所在地

代表者

印

(施設名 )

下記金額を請求します。

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---



第6号様式

平成 年 月 日

八王子市長 殿

法人名

所在地

理事長名

印

平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金  
交付決定内容の変更承認申請書

平成 年 月 日付28八福障第 号により交付決定を受けた標記事業について、  
下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1. 事業種別及び事業所名

事業種別：

事業所名：

2. 変更の内容

変更前

変更後

3. 変更の理由

第7号様式

28八福障収第 号  
平成 年 月 日

殿

八王子市長 石 森 孝 志

平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金  
交付決定内容の変更承認書

平成 年 月 日付28八福障収第 号で交付決定した平成28年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金について、平成 年 月 日付の変更承認申請に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1. 事業種別及び事業所名

事業種別：

事業所名：

2. 変更内容

変更前

変更後

第 8 号様式

平成 年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
法人名  
代表者

印

平成 2 8 年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金補助施設開設報告書

平成 年 月 日付 2 8 八福障収第 号により交付決定され、平成 2 8 年度八王子市障害者通所施設等整備費補助金を受けた施設が、下記のとおり開設したので報告します。

記

1	施設種別	
2	開設者名	
3	施設名称	
4	施設所在地	
5	開設種別	ア 新規開設 イ 改築
6	開設定員数	人
7	開設年月日	平成 年 月 日
8	補助額	円

(注 1) 指定通知、承認通知、開設許可書等の写しを添付すること。

担当者	
所属	
氏名	
電話	